

平成27年10月22日開催 東京地方裁判所委員会報告

消費者団体の消費者のための訴訟／少年刑事事件審理の留意点／知的財産権事件の状況

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 高橋 順一 (40期)

### ◆消費者団体の消費者のための訴訟

(消費者生活専門相談員(市民委員)から)

被害の未然防止・拡大防止を目的として適格消費者団体が差止請求権を行使する制度が平成18年に導入されたが、これでは金銭請求による被害回復はできないため、平成25年に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立し、消費者団体による被害回復の実効性を確保する新しい訴訟制度が新設された。この制度は、第一段目の共通義務確認訴訟と第二段目の個別の消費者の債権確定手続との二段階に分けられており、米国のクラスアクションのオプトアウトとは異なりオプトイン(二段目の手続に参加した消費者にだけ一段目の判決の効力が及ぶ)とした。

### ◆少年刑事事件審理の留意点

(若園 敦雄 所長代行から)

裁判の公開は憲法上の要請でもあり、非公開にはできないが、少年の情操や家族を含めたプライバシーには配慮している。①入出廷の際には衝立を立て手錠されている姿を見せない、傍聴席を背にして座らせる、②人定質問で氏名を言わせない、開廷表にも氏名を記載しない、③少年調査記録(家裁調査官の調査記録及び少年鑑別所の鑑定結果通知書)については、弁護人に要点をまとめた書面を提出してもらい、裁判員にはそれを黙読してもらうなど。

### ◆知的財産権事件の状況

(民事第40部の東海林 保 部総括から)

①【独特の管轄制度】技術型事件では東は東京地裁に西は大阪地裁に専属管轄があり、非技術型事件では各地の地裁と東京地裁・大阪地裁との競合管轄としている。

②【二段階審理】侵害論と損害論に分離して審理を進める(侵害論の審理が終わったところで心証を開示している)。

③【ダブルトラック問題】侵害論はさらに充足論と無効論に分かれ、特許庁における無効審判請求事件の判断と裁判所の特許権侵害訴訟における無効の抗弁の判断とで齟齬が生じる可能性があるが、再審における主張の制限(特許法104条の4)の新設(平成23年改正)などによって一定の範囲では解消されるに至った。

④【グローバル化】経済活動の国際化に伴い特許出願の国際協調が図られるようになってきている、特許紛争が国際化して同時多発的に各国で侵害訴訟が提起されるようになってきている、そのような状況の中で知財高裁はFRAND事件で損害賠償請求を権利濫用とした世界初の判断を示し注目されている、国際的な情報発信と意見交換の努力をしている。

### ◆主な質疑応答

技術説明会の性質、日本版アミカス・キュリエの性格・手続、充足論の中の文言侵害と均等侵害の実例、地方の中小企業と知財専門弁護士への依頼の問題、五輪のエンブレム問題に関連して国際協調が進んでいない問題等について質疑応答を実施した。

### ◆次回

平成28年2月18日午後3時 建築訴訟について

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207